

海岸休養施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

海岸休養施設条例の一部を改正する条例

海岸休養施設条例（平成11年岩手県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
区 分		単 位	利用料金の上限額	区 分		単 位	利用料金の上限額
キャンプ広場		[略]	円 <u>1,050</u>	キャンプ広場		[略]	円 <u>1,080</u>
[略]				[略]			
シャワー	[略]			シャワー	[略]		
	その他の者	[略]	<u>320</u>		その他の者	[略]	<u>330</u>
第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額		1件1日につき <u>1,270円</u>		第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額		1件1日につき <u>1,300円</u>	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。